(5)　当該実施計画の実施により申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限る。）が主として業務を行っている地域における基盤的金融サービスの提供の維持が図られると見込まれること。

(6)　当該実施計画に記載された(二)の(3)によって金融機関等相互間の適正な競争関係を阻害する等金融秩序を乱すおそれがないこと。

(7)　当該実施計画に記載された(二)の(5)に規定する方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

(8)　申請金融機関等が当該実施計画に記載された組織再編成等を実施すると見込まれることその他当該実施計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

(9)　その他一定の要件

(四)　主務大臣は、(三)の認定をしたときは、当該認定に係る実施計画を公表するものとする。ただし、実施計画につき当該認定を受けた金融機関等（以下６までにおいて「認定金融機関等」という。）（当該認定を受けた実施計画に係る組織再編成等により新たに設立される銀行持株会社等を含む。以下(四)において同じ。）又はその子会社等が業務を行っている地域の信用秩序を損なうおそれのある事項、当該認定金融機関等又はその子会社等の預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該認定金融機関等又はその子会社等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでないこととした。

2　認定を受けた実施計画の変更

認定金融機関等は、予見し難い経済情勢の変化、当該認定金融機関等の組織再編成その他実施計画の変更をすることについてやむを得ない事情がある場合において、１の(三)の認定を受けた実施計画（２の認定を受けた変更後のものを含む。以下７までにおいて「認定実施計画」という。）の変更をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならないこととした。（第三四条の一一関係）

3　認定実施計画の履行を確保するための監督上の措置等

主務大臣は、認定実施計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該認定実施計画の履行を確保するため、当該認定実施計画に係る認定金融機関等に対し、当該認定実施計画の履行状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出その他の監督上必要な措置を命ずることができることとした。（第三四条の一二関係）

4　認定の取消し

主務大臣は、認定実施計画が１の(三)の(1)から(9)までのいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができることとした。（第三四条の一三関係）

5　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の特例

主務大臣が１の(三)の認定をした場合には、認定金融機関等について、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第七条に規定する認定経営基盤強化計画に係る同法第三条の認定を受けたものとみなして、同法第三章及び第一七条の規定を適用することとした。（第三四条の一四関係）

6　機構と認定金融機関等の資金交付契約（第三四条の一五関係）

(一)　認定金融機関等（認定実施計画に１の(二)の(7)の金融機関等としてその商号又は名称の記載があるものに限る。）は、令和八年三月三一日までに資金交付契約を締結することを機構に申し込むことができることとした。

(二)　機構は、(一)の申込みがあった場合において、その財務の状況その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、主務大臣及び財務大臣の認可を受けて、当該申込みに係る資金交付契約を締結することができることとした。

(三)　(二)により締結した資金交付契約に基づき資金を交付するために必要な経費の財源は、その資金の交付をする日を含む機構の事業年度の前事業年度における９の(一)の積立金の一部をもって充てることとした。

7　金融機能強化審査会の意見の聴取

内閣総理大臣は、１の(一)の申請があったときその他必要があると認めるときは、金融機能強化審査会の意見を聴くことができることとした。（第三四条の一六関係）

8　資金の交付に係る機構の業務の取扱い

機構は、資金交付契約の締結又は変更をし、当該契約の履行として資金を交付すること及びこれに附帯する業務を行うことができることとした。（第三五条第三項関係）

9　利益及び損失の処理（第四三条の二関係）

(一)　機構は、金融機能強化勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならないこととした。

(二)　機構は、金融機能強化勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、(一)の積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならないこととした。

(三)　機構は、(一)又は(二)の整理を行った後、(一)の積立金があるときは、一定の金額の範囲内で内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けた金額を、翌事業年度に係る預金保険法第三九条の認可を受けた予算及び資金計画の定めるところにより、当該翌事業年度における資金交付業務の財源に充てることができることとした。

10　金融機能早期健全化勘定の廃止の際における金融機能早期健全化勘定から金融機能強化勘定への繰入れ

機構は、金融機能早期健全化勘定の廃止の際、金融機能早期健全化勘定に残余があり、かつ、金融機能強化勘定に属する財産の状況及びその見込みに照らして特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定から金融機能強化勘定に繰り入れることができることとした。（第四五条の二関係）

11　金融機能強化勘定の廃止の際における金融機能早期健全化勘定から金融機能強化勘定への繰入れ

機構は、金融機能強化勘定の廃止の際、金融機能強化勘定に属する財産をもってその債務を完済することができない場合には、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定から、当該債務を完済するために要する費用の範囲内に限り、金融機能強化勘定に繰入れをすることができることとした。（第四六条関係）

12　金融機能強化審査会の組織

金融機能強化審査会は、五人以上一定の人数以内の委員をもって組織することとした。（第四九条関係）

13　罰則

所要の罰則規定を設けることとした。（第五八条及び第五九条関係）

九　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一五七号）（内閣府本府）

1　南スーダン国際平和協力隊を置く期間を令和四年五月三一日までとすることとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。